

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第3回神崎町・大河内町合併協議会 新 町 町 章 選 定 委 員 会 会 議 録 (第10回新町名称・庁舎等検討小委員会)

開会日時 平成17年 8 月19日（金） 午後 1 時30分

場 所 神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会新町町章選定委員会委員名簿

小委員会（新町名称・庁舎等検討小委員会）

協議会委員関係分

	氏 名	出 欠
1	松 原 博 興	出
2	正 城 眞佐子	出
3	藤 原 博 一	出
4	竹 國 洋 子	出
5	生 田 良 昭	出
6	足 立 高 正	出
7	立 石 富 章	出
8	中 塚 義 之	出
9	小 寺 義 裕	出
10	多 田 昌	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会新町町章選定委員会	
開催日時	平成17年 8月19日(金) 開会 13時30分 閉会 14時50分	
開催場所	神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎	
議長氏名	立石富章	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり	
会議事項	1 報告 (1) 第2回委員会の経過報告 2 協議 (1) 新町町章の選定について(第3次選定及び第4次選定)	2 会議結果 報告 第3次選定 13点 第4次選定 5点
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別添資料あり	

会 議 経 過

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	皆さん、こんにちは。 また、お盆も過ぎまして、若干は朝夕涼しくなったと感じておりますけれども、なかなか日中はまだ厳しい暑さが続いております。 そういった中で、委員の皆様方には、時間までにご参集いただきましてありがとうございます。 なお、本日、立石委員長が、お葬式ということで若干遅れられるというご報告をいただいております。２時ごろまでには参加いただけたと思いますが、それまで中塚副委員長さんの方で議事進行をいただきたいと思います。 そういうことでございますので、早速、中塚副委員長の方からごあいさつをお願いしたいと思います。
中塚（副委員長）	皆さん、こんにちは。 暑さ、残暑厳しい中、ご健勝で定刻までにご出席いただきましてありがとうございます。 今、局長の方からもありましたように、立石委員長がちょっと遅れておりますということなので、ふなれな私ではございますが、どうかよろしくご協力をお願いします。
内藤（事務局長）	ありがとうございました。 今回も、正・副会長さんに出席いただいておりますので、一言ずつごあいさつをいただきますようにお願いします。 最初に、会長の方からよろしくお願いします。
足立（会長）	皆さん、こんにちは。 残暑が非常に厳しい中でございますけれども、委員の皆さん方には、それぞれご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げますとともに、合併等につきましては、皆さん方に大変ご高配を賜り、またご審議を煩わせてきたところでございます。感謝とお礼を申し上げたいと思います。 さて、本日は第３回の新町町章選定委員会ということですが、ご多用の中を繰り合わせ出席をいただきました。前回につきましては、第１次、第２次選定、およそ８００通を超える点数の中から、精力的にご審議を、またいただいたわけでございます。改めて、ご労苦に感謝申し上げます。 そして、本日は、委員さんに第３次、４次の選定をしていただくということでございます。いよいよ仕上げの選定と、委員会としての仕上げの選定ということになるわけでございますが、どうぞ、町の将来にわたるすばらしいものを選定いただくように、心からお願いを申し

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長） 上野（副会長）	上げ、大変失礼でございますけども、ごあいさつにさせていただきます。 どうもありがとうございます。 続きまして、上野副会長さん、お願いします。 皆さん、こんにちは。大変ご苦労さまです。 司会者の方からもありましたように、少し、お盆を過ぎて朝夕涼しくなったかなというところですが、今日も大変な暑さでございます。また、甲子園でも大変な熱戦が繰り広げられております。あるいは、先ほどの衆議院の解散で、暑い夏がさらに暑くなるのではないかなというふうに思っております。 組織・機構、人事の面についてもほぼ出そろいまして、一昨日も、町長会議の中で、最終的な人事の面で囑託、臨時の扱いについてもほぼまとまりました。あとは、この体制でもって、新町合併までに調整をするべき事務を調査、精力的に進めていくだけのところになっております。 その議論の経過などを少しだけ紹介させていただきますと、非常にリアルな問題になるわけですが、白寿お祝いの制度についてなんですけども、大河内町は、９９歳、白寿で１００万円のお祝いをしてたんですけども、合併協の中では、精神をできるだけ残していこうというふうなことなので、その議論はほぼ、お祝いをして、それで家族の気持ちが気兼ねがなくお祝いをできる程度の額という形で、１０万円相当の金額というふうな、ほぼそういうふうな調整になっているのではないかなと思います。 そこで、少しおわびしなければいけないんですけども、大河内町は、今年白寿のお祝いの該当者が２名いらっしゃるんですが、当初予算で間違っておりまして、２名をこれしますということで上げてしまっております。そういうふうなことになっております。 あるいは、もう少し関連したところで言いますと、少子・高齢化対策で、健やかに生み育てる支援金条例ということで、第３子の生まれた段階で出生時２０万円、小学校入学時１０万円、中学校に上がるとき２０万円ということで、都合５０万円の支給の制度があるんですけども、それについて、新町になってもその精神を残していこうということで、金額的にはほぼ今の半分ぐらいの額になりそうところで推移をしております。 兵庫県についても、少子対策課が設置をされましたし、新町においても大きな課題と思いますので、そのようないい方向で議論が進んで

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	いるということを、ご心配いただくんですけれども、そういうことで、本日はどうもご苦労です。 どうもありがとうございました。 なお、正・副会長さんにつきましては、公務多忙でございますので途中で中座したいことをご了承いただきたいと思います。 それでは、議事進行につきまして、中塚副委員長の方でよろしくお願いしたいと思います。
中塚（副委員長）	それでは、本日、提出されております議案に従いまして、進めてまいりたいと思います。 本日の出席委員は、１０名中９名の出席をいただいております。そして、前回から選考委員のメンバーに加わっていただいております職員の４名の方も出席をされております。 今回につきましても、発言の際は町名とお名前をお願いいたしたいと思います。 それでは、前回までの経過の再確認をいただくために、事務局の説明をお願いします。
浅田（事務局）	大変暑い中、ご苦労さまです。 本日の予定につきましては、お配りをしておりますレジュメに従ってとり行いたいというふうに思っております。 少し確認ですが、お手元の資料を１枚めくっていただきまして、前回までの報告ということで、確認をお願いしたいと思います。 第２回の委員会につきましては、去る７月２２日１時半から、当Ｋ－ｎｅｔの会場で行っていただき、その後、神崎中学校の体育館の方で、大変暑い中、それも精力的に、第１次、そして第２次といったところまで、作品の絞り込みをいただきました。 第１次におきましては、８３４点の作品の中から１２９点、そして再度第２次ということで７４点まで絞り込みをさせていただきました。 そして、この会場に戻ってきていただきまして、次回の委員会での検討事項ということで、そこに掲げております４項目、７４作品の事前配布、それから専門家（美術教師等）への依頼についての検討、第３次選定方法の５作品、当初選定方法では５作品程度というふうなことを申し上げておりましたが、それは少し数が少ないので１０作品ほどにということで、変更をさせていただいております。 あわせまして、当日、豊岡市の市章の類似の関係で変更されたといった新聞記事を添付をいたしておまして、そういった最悪の場合に

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
中塚（副委員長）	備える予備作品の選定についての検討を第3回の方でさせていただくということで、第2回の方は締めくくりをしていただいております。 そういった中で、後ほど、この専門家等への依頼についての検討と予備作品の選定についての検討、この2つを行っていただきまして、第3次の選定作業、これに入っていただきたいというふうに考えております。 そして2つ目に、この当委員会の活動報告を、去る7月29日に開催されました第20回の合併協議会におきまして報告をさせていただいております。 報告の内容につきましては、第1回、第2回の町章選定委員会の内容を詳細に説明をさせていただいたところでございます。 そして、ご存じのように、この町章につきましては、商標登録とかそういった関係がございまして、各合併協議会におきましても同じマークはなかなか使えない、難しいという問題がございまして、類似の調査をしていただく格好になります。これは公共団体、民間の会社、いかなるものを問わず、すべてのものを対象に、こういったロゴとかマーク、そういったものの対比をする調査でございまして、8月9日付で株式会社ぎょうせいというところと契約をさせていただきまして、本日、最終の第4次の5作品のノミネート作品が最後で出ましたら、早速、この5作品につきましてはこのぎょうせいという会社の方に作品をお送りしまして、何十万件とある類似の調査を行っていただく予定をしております。 この調査につきましては、約2週間、最低でも2週間ほど日数を要するというふうに聞いておりますので、その2週間の経過の中で5作品がすべてオーケーですよということになりましたら、次回、第21回の合併協議会に最終の5作品、ノミネート作品を合併協の委員さんの中で投票をしていただいて、最優秀作品をご決定いただくという運びにしたいというふうに考えております。 参考までに、この類似調査につきましては、一つの作品を調査をいたしますのに、1件8万4,000円かかるということでございます。 以上、簡単ではございますが、前回の委員会並びにその後の状況ということで報告を終わらせていただきます。 どうもありがとうございます。 事務局の方から前回までの経過報告がございました。 これにつきまして、何かご意見がありましたらお願いします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
中塚（副委員長） 浅田（事務局）	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 特にないようですので、次に協議事項の７４点の絞り込みをどうするかということにつきまして、ご説明をお願いします。 まず、先に専門家への依頼について、事務局説明をお願いします。 本日のレジュメの方では、専門家への依頼ということで、項目のみ掲載をいたしておりますが、前回の委員会で、ある程度の作品が絞り込みをできれば、美術の先生等の専門家的な立場から、その作品の検討をいただければどうかといった声も出ておりまして、本日、ご検討いただくというところなんですけれども、事務局の内部でもいろいろ検討いたしまして、両町の職員様にも２名ずつお入りいただいて、それと前回の体育館で精力的に皆様方から選考いただいておりますので、当然、この町章の使用する目的、その主なものが、神河町の新町の旗、それから職員が胸につけます徽章といいますかバッジ、それから各施設等で使います封筒、また大きな町の町勢要覧、そういったものに使用するのが大半でございまして、職員の皆様方、また委員の皆様方、１４名の皆様方の目でご判断いただいて、決定をしていただければどうかということでございます。 隣の部屋にも、７４作品を、またあえて並べております。と申しますのは、お配りしましたものはコピーでございまして、やはり現物と対比をしていただいても結構でございまして、その中の７４作品につきましても、かなりいい作品が残っておりますので、これは委員さんの方でご決定をいただければなということで、事務局の内部でも協議をいたしましたので、あえて美術の先生等にご依頼しなくてもいいんじゃないかという点がございまして。 それともう一点、この町章のマークにつきましては、神河町の例規集というものがございまして、いろんな法令関係を書載する書類なんですけれども、そちらの方との関係もございまして、日数が余りございませんので、できるだけ短縮して決めていきたいということもございまして、その辺もご配慮いただいておりますというところでございます。 以上、事務局としてそういうふうに思っております。 ありがとうございます。 事務局の考えも入れて、それに対してご意見がありましたら、お願いしたいと思います。 ありませんか。 ないようでしたら、今、事務局の説明されたように進めてよろしい
中塚（副委員長）	ありがとうございます。 事務局の考えも入れて、それに対してご意見がありましたら、お願いしたいと思います。 ありませんか。 ないようでしたら、今、事務局の説明されたように進めてよろしい

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
中塚（副委員長） 浅田（事務局）	でしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 次に、予備作品の選考についてであります、これも事務局。 2項目めの予備作品の選定につきましても、前回のときに、5作品の中に類似調査をかける中で豊岡市のようなケースが出てきた場合に、合併協に出す作品が減ってしまうというふうなこともございまして、予備の作品を一つ、二つ、事前に選んでおけばどうかというお話もさせていただいて、次回の検討委員会でご協議いただくというお話をしたんですけれども、他の合併協、例を申し上げますと、隣の多可町の方の合併協議会におきましても、同様の作業に入っておられまして、予備のそういう作品は選定をしないと、いわゆる最終ノミネートの作品、5作品ならばその作品で類似の調査をかけて、その中にどうしてもダメなものがあれば、その作品はキャンセルとさせていただいて、1つあれば4つの作品を合併協議会の方に提出し、その中から最優秀を選んでいただくというふうな形態をとられるということでお聞きをいたしております。 したがいまして、神崎・大河内の合併協議会につきましても、5作品を当委員会でノミネートいただいて、それを調査にかけまして、その中で、5作品のうち3つも4つも同じマークがあってもどうしてもダメだという場合は、再協議といったこともさせていただかなければなりません、今見る限りではわかりませんが、そんなに類似したものは多くないのかなという判断をいたしておりますので、できましたら、事務局としましては5作品を固めるということで、予備の作品につきましては選ばないということでご協議をいただければというふうに考えております。
中塚（副委員長）	以上です。 ありがとうございます。 ただいまの説明で、5作品以外は選ばないという説明がありますが、これについて、いかがでしょう。
小寺委員	はい。 大河内の小寺です。 5作品の選定と、事務局の方からの話で5点という、表彰も最優秀が1点と優秀賞が2点と、合計3点というのは表彰するということ。5点のうち、何ぼう悪くても2点。3点も悪い結果というのは、類似というのはほとんどないんと違うんかなと思うんですね。そうすると、5点選んでおれば、1点類似であっても4点、そのうち最優秀が

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	1、あと優秀賞が2点ということで、今事務局が言われたように、予備作品の選定についてはやめるということは、お金もこれ1点に8万4,000円はかかるらしいんで、経費の面からいっても、無理に予備作品を選ぶ必要はないと私は考えます。
中塚（副委員長）	ほかにありませんか。
	はい。
正城委員	大河内町の正城ですけど、最優秀賞は1人、1点で、あと4点が優秀賞ですか。
中塚（副委員長）	浅田次長。
浅田（事務局）	小寺議長さんが言われておりますのは、一番当初は1点プラス2で3点だったんですけれども、ノミネートした最終の5作品は一応すべて優秀作品ということで、決めまして、その中の1つが最優秀ということで、残りの4つは優秀賞ということで、第4次選定で選びました5作品はすべて優秀作品ということで、変更になっておるところでございます。
中塚（副委員長）	よろしいですか。
	浅田次長。
浅田（事務局）	はい。それで、類似が5作品のうち、例えば3つぐらい出れば、残りが2つになってしまいますので、その場合は再度委員会の方に再協議をさせていただきたいなという案は持っております。それが、例えば5つのうち1つぐらいでしたら、4作品を合併協の方に報告をさせていただいて、投票していただくというふうに考えておるところでございます。
中塚（副委員長）	ほかにありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
中塚（副委員長）	じゃ、ほかに意見がないようでしたら、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
中塚（副委員長）	どうもありがとうございます。
	それじゃ、予備作品を選定しないということで、そういたします。
	それでは、3番目の町章の選定についてということですが、事務局の方から、事務局、済いません、よろしくお願いします。
浅田（事務局）	それでは、ただいまから第3次選定ということで、時間のない中で通知を差し上げたりして、事前に10点ほどお願いしたいということで、ただいまから、事務局の方から投票の用紙をお配りをさせていただきますので、そちらの方に番号を記入いただく格好になろうかと思

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
中塚（副委員長） 浅田（事務局）	います。 それと、お配りしております作品の原本をこの隣の部屋に、机の上に並べておりますので、再確認をしていただくのも結構かと思います。 それと、お一人10点ということで、できましたら、委員さんの中に6点しか選んでないと言われる方につきましては、できるだけ10点まで、可能な限り提出をいただき、その中から上位10点を第4次選定の方に回していきたいというふうに考えております。 ただいまから、時間といたしまして、立石委員長の出席の関係もございますので、少し時間をとりまして2時20分までの間にご選考いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。 作品につきましては、隣の部屋の方にも並べておりますので、再度確認をいただいて、よろしくお願いしますと思います。 投票用紙は、皆行きましたですか。 カラー刷りと、それから白黒がございますので、できるだけイメージをカラーの部分については2つ、白黒にした場合等もちょっと考えてみていただいて、選考の方をお願いしたいと思います。 〔第3次投票実施〕
浅田（事務局）	それでは第3次投票の結果が出ましたので報告いたします。 10点を残したいわけですが、同数の扱いで7点になるか13点になるかどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか？ご協議をお願いしたいと思います。
中塚（副委員長） 小寺委員 中塚（副委員長）	どうでしょうか 13点でいいのではないか、7点だと少なすぎる。 皆さんそれでよろしいか 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
中塚（副委員長）	それでは、13点の発表をお願いいたします。 浅田次長
浅田（事務局）	それでは13作品の発表をいたします。94番、157番、194番、412番、595番、638番、650番、659番、663番、692番、742番、766番、785番 以上です。
中塚（副委員長）	ありがとうございます。 発表をしていただいたわけですが、引き続き第4次選考に入らせていただいてよろしいでしょうか

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
中塚（副委員長）	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは引き続き選定お願いいたします。こんどは持ち点5とゆうことで投票をお願いします。 事務局投票用紙を 〔第4次投票実施〕 それじゃ、お待たせしました。 5点が決まりましたんで、事務局の方から報告していただきます。
浅田（事務局）	それでは、どうもありがとうございました。 今回は、同数なく、5作品決まりましたので、番号と得票数を申し上げます。 まず1点目が、412番、8票ございます。2点目が、595番、7票でございます。3点目が、638番、9票でございます。次に、692番、11票入っております。最後、5つ目、766番、7票。以上5作品で決定になりました。 以上でございます。 再度申し上げます。 412番、8票、595番、7票、638番、9票、692番、11票、766番、7票、以上でございます。
中塚（副委員長）	どうもありがとうございました。 この5点を、5作品を全員協議会の方へ回していただいて、そして合併協議会の方へ上げていただくという形であります。 じゃ、事務局の方から今後のスケジュールを報告していただきます。
浅田（事務局）	どうも、本日は5作品のノミネートまでありがとうございました。 本日の決定いただきました5作品を、早速に、株式会社ぎょうせいさんという本の大手の会社なんですけれども、こちらの方に、全国の会社もしくは新しい団体等との同じマークがないか、調査を行っていただきます。その調査の結果を受けまして、5作品すべてクリア、オーケーですよということで返ってまいりましたら、合併協議会の日程は決まっておりますが、第21回の合併協議会で委員さんの中で投票をしていただいて、最終作品、神河町の町章を決定いただくという形にしたいと思います。 ただ、冒頭に申し上げましたように、5作品のうち3作品ほどが類似してますということで、かなり難しいというようなケースが返ってまいりました場合は、再度、当委員会を開催させていただいて再協議をお願いしたいというふうに、安全策をとりたいというふうに思いま

